

株式会社北洋銀行の 脱炭素インパクトファイナンスフレームワーク に対する第三者意見

株式会社日本格付研究所 (JCR) は、株式会社北洋銀行が策定した「脱炭素インパクトファイナンスフレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

株式会社北洋銀行（北洋銀行）は、顧客のサステナブル経営を支援し、北海道を中心とする地域企業の持続的な成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。2030 年を目標年とする持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）の達成に向けて、北洋銀行ではこれまでにグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、サステナブル預金等に取り組み、サステナブルファイナンスを推進してきたが、北海道の中堅・中小企業において脱炭素化の意識を醸成し、さらに脱炭素経営の取り組みを促進する必要があると考えている。このような課題意識に基づき、今般、北洋銀行は、企業における GHG 排出量の「可視化」、「削減計画策定」及び「削減実行」を支援し、地域の脱炭素を推進することを目的として、脱炭素インパクトファイナンス「Zero Carbon Ezo Finance」（本商品）に係るフレームワーク（本フレームワーク）を策定した。

本フレームワークに基づくファイナンスは、グリーンファイナンスやサステナビリティ・リンク・ファイナンスをはじめ、2025 年度までに約 1 兆円に上るサステナブルファイナンスを実行し、これに関する知見を蓄積してきた北洋銀行が開発した評価手法を用いて、対象となる中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進するものである。北洋銀行は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

北洋銀行は、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みが当該企業の成長・発展に資するのみならず、地域社会の持続的な発展に寄与するものであると考えている。北洋銀行は、地域金融機関として、地域の中堅・中小企業をはじめとするステークホルダーとの対話やコンサルティング機能の発揮を通じて、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを積極的に支援している。その一環として開発された本フレームワークは、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを評価し、これらの取り組みを行っている企業に対して、融資や助言を通じて取り組みを促進するものである。

また、北洋銀行は、企業及び地域の脱炭素化を促進するため、北洋銀行と提携する金融機関（提携金融機関）においても単独で本商品を取り扱うことができるスキームを構築している。北洋銀行は、提携金融機関が北洋銀行と同様に本商品を取り扱えるように、提携金融機関に対して、マニュアル、モニタリングシート、年次レポートのフォーマットをはじめとする各種資料を提供するとともに、サステナブルファイナンスの取り扱いに係るノウハウを提供することとしている。

JCR は本フレームワークについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティ

ブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境及び社会においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、北洋銀行及び提携金融機関にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCR は本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社北洋銀行
「脱炭素インパクトファイナンスフレームワーク」

2026 年 7 月 2 日
株式会社 日本格付研究所

目次

＜要約＞	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
1-1. 会社概要	- 4 -
1-2. 経営理念等	- 4 -
1-3. サステナビリティに関する方針	- 5 -
1-4. サステナビリティに関するガバナンス体制	- 5 -
1-5. マテリアリティ	- 6 -
1-6. サステナブルファイナンス等の目標	- 7 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 8 -
3. 本フレームワークの概要	- 8 -
3-1. ファイナンスの全体像	- 8 -
3-2. 評価の全体像	- 9 -
4. 評価体制及び評価手順	- 10 -
II. 適合性評価	- 12 -
III. 結論	- 14 -

＜要約＞

株式会社北洋銀行（北洋銀行）は、顧客のサステナブル経営を支援し、北海道を中心とする地域企業の持続的な成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。2030年を目標年とする持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の達成に向けて、北洋銀行ではこれまでにグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、サステナブル預金等に取り組み、サステナブルファイナンスを推進してきたが、北海道の中堅・中小企業において脱炭素化の意識を醸成し、さらに脱炭素経営の取り組みを促進する必要があると考えている。このような課題意識に基づき、今般、北洋銀行は、企業におけるGHG排出量の「可視化」、「削減計画策定」及び「削減実行」を支援し、地域の脱炭素を推進することを目的として、脱炭素インパクトファイナンス「Zero Carbon Ezo Finance」（本商品）に係るフレームワーク（本フレームワーク）を策定した。

本フレームワークに基づくファイナンスは、グリーンファイナンスやサステナビリティ・リンク・ファイナンスをはじめ、2025年度までに約1兆円に上るサステナブルファイナンスを実行し、これに関する知見を蓄積してきた北洋銀行が開発した評価手法を用いて、対象となる中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進するものである。北洋銀行は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

北洋銀行は、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みが当該企業の成長・発展に資するのみならず、地域社会の持続的な発展に寄与するものであると考えている。北洋銀行は、地域金融機関として、地域の中堅・中小企業をはじめとするステークホルダーとの対話やコンサルティング機能の発揮を通じて、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを積極的に支援している。その一環として開発された本フレームワークは、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを評価し、これらの取り組みを行っている企業に対して、融資や助言を通じて取り組みを促進するものである。

また、北洋銀行は、企業及び地域の脱炭素化を促進するため、北洋銀行と提携する金融機関（提携金融機関）においても単独で本商品を取り扱うことができるスキームを構築している。北洋銀行は、提携金融機関が北洋銀行と同様に本商品を取り扱えるように、提携金融機関に対して、マニュアル、モニタリングシート、年次レポートのフォーマットをはじめとする各種資料を提供するとともに、サステナブルファイナンスの取り扱いに係るノウハウを提供することとしている。

JCRは本フレームワークについて、環境省のESG金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」¹で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境及び社会においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、北洋銀行及び提携金融機関にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCRは本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

¹ 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」 <https://www.env.go.jp/content/900515884.pdf>

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

1-1. 会社概要

北洋銀行は北海道札幌市に本店を置く第二地方銀行である。資金量²11.1 兆円、貸出金 8.1 兆円（いずれも 2026 年 3 月末時点）を誇り、資金（預金）量³及び貸出金において道内第 1 位のシェア（いずれも 2026 年 3 月末時点）を占める。1917 年に設立された北海道無尽株式会社を前身とし、1951 年に株式会社北洋相互銀行に商号変更した後、1989 年に普通銀行へ転換し、現商号に商号変更した。その後、2001 年に旧株式会社札幌銀行と共同で株式会社札幌北洋ホールディングスを設立した後、2008 年に札幌銀行、2012 年に札幌北洋ホールディングスを吸収合併し現体制となっている。2016 年 3 月に、地方銀行の広域連携である TSUBASA アライアンス⁴に加盟している。

1-2. 経営理念等

北洋銀行を中核企業とする北洋銀行グループは、2035 年に目指す姿として「北海道の魅力度・幸福度をともに日本一へ」とする長期ビジョンと 4 つのミッションを策定し、これらに紐づく全体戦略の概要を 2025 年 8 月に公表した。また、その実現のために、グループ一丸となり地域の企業・住民とともに明るい未来を創っていくという思いを込めて 2025 年 12 月に公表したブランドスローガンと 5 つの全体戦略に基づき、その最初の 3 年間という位置付けで、2026 年 3 月に新中期経営計画「Make the HOKKAIDO Way 1st stage 〜今はまだ無い“Way”を私たちがつくる〜」を策定した。

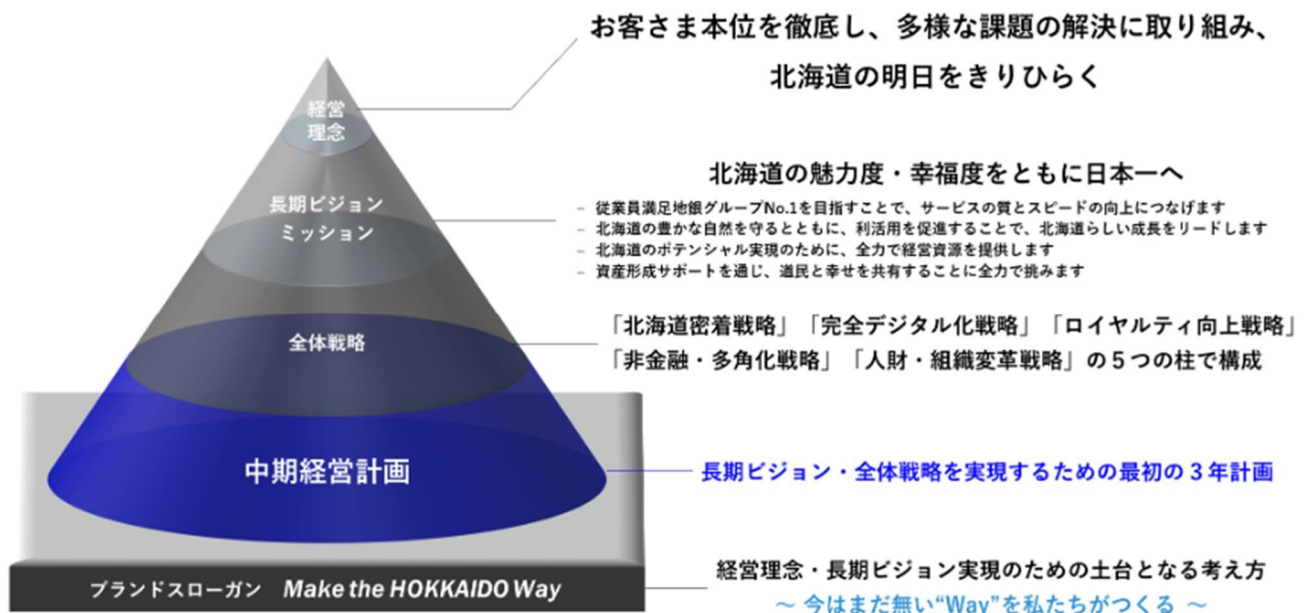


図 1：北洋銀行の理念体系⁵

² 資金量は、預金と譲渡性預金の合計を指す。

³ ゆうちょ銀行を除く。

⁴ 「TSUBASA アライアンス」は、2015 年 10 月に「TSUBASA 金融システム高度化アライアンス」として、株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行（旧株式会社第四銀行）、株式会社中国銀行の 3 行により発足した経営統合によらない地銀広域連携の枠組みである。

⁵ 出典：北洋銀行 ウェブサイト <https://www.hokuyobank.co.jp/about/company/managementplan.html>

1-3. サステナビリティに関する方針

北洋銀行グループは従来、「CSR 基本方針」に基づき全てのステークホルダーの持続的発展に資する行動を全行で実践してきた。2021 年 5 月、その考え方を発展させ、北洋銀行グループのステークホルダーと広く地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、北洋銀行グループの中長期的な企業価値向上、持続的経営の実現に努めるとする「サステナビリティ方針」を新たに策定した。当該方針のもと、「ESG 取組方針」及び「SDGs に係る重点取組テーマ」を掲げ、様々な活動に取り組んでいる。

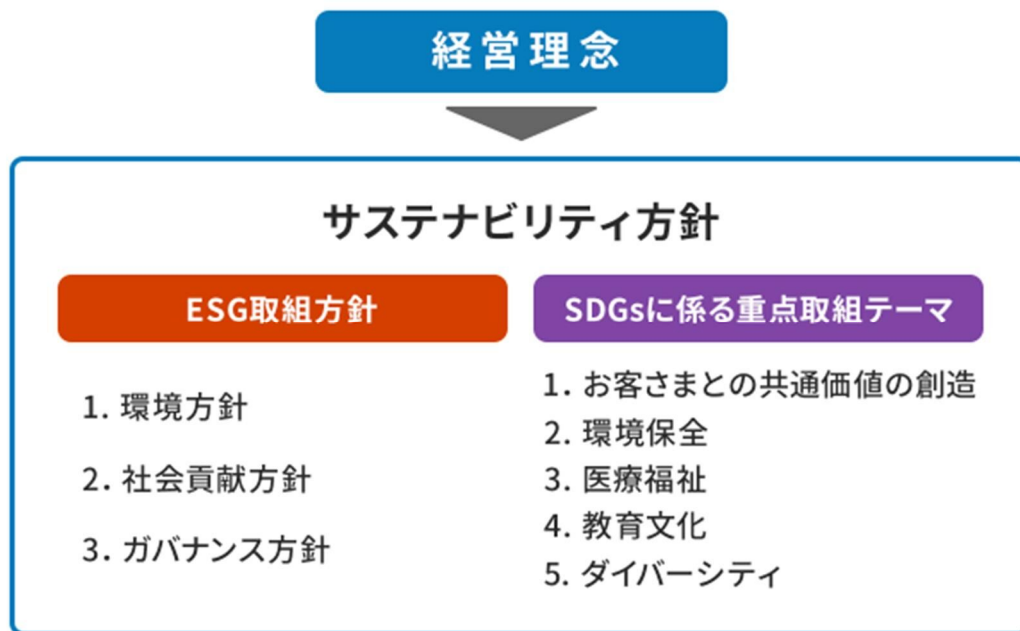


図 2：北洋銀行のサステナビリティ方針⁶

また、北洋銀行グループは、「環境保全・社会貢献等に資する事業」と「北海道経済の成長・発展」を同時に実現するための投融資を積極的に推進するため、環境・社会に配慮した投融資方針として、「環境・社会にポジティブな影響を与えると考えられる事業に対する取組方針」及び「環境・社会にネガティブな影響を与えると考えられる事業等に対する取組方針」を定めている。加えて、上記の「サステナビリティ方針」を踏まえて、「北洋銀行グループ人権方針」を定めている。

1-4. サステナビリティに関するガバナンス体制

北洋銀行グループは、サステナビリティ経営への取り組み強化を目的として、頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置している。サステナビリティ委員会では、サステナビリティ方針に基づき、サステナビリティにおける課題の洗い出しとそれに対する施策展開、年度ごとのサステナビリティ取り組み方針の制定、ならびに気候変動や生物多様性などの「環境保全」、人財育成などの「人的資本」に関する方針・施策、取り組み状況などについて、協議・決議を行っている。決議事項等は取締役会へ報告し、取締役会による監督が適切に図られるよう体制を整備している。

⁶ 出典：北洋銀行 ウェブサイト <https://www.hokuyobank.co.jp/about/csr/basicpolicy.html>

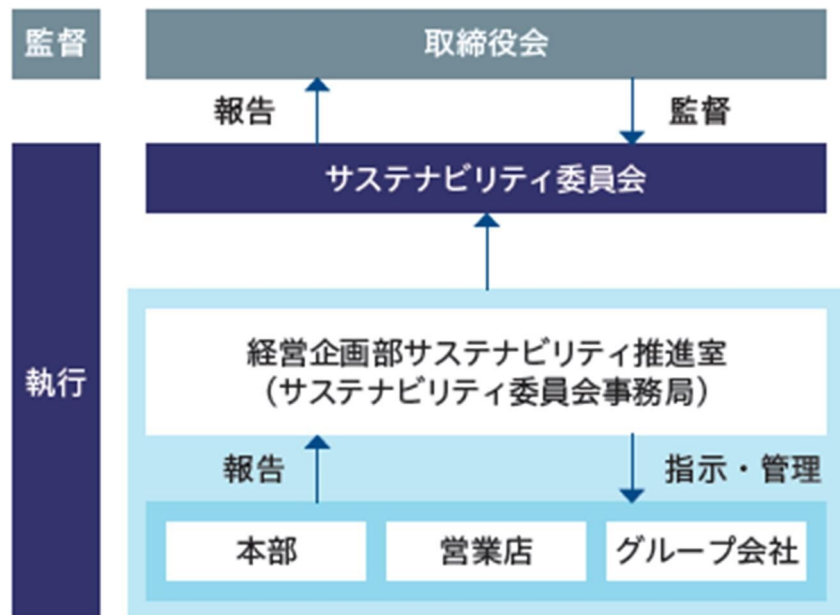


図 3：北洋銀行のサステナビリティ経営体制⁷

1-5. マテリアリティ

北洋銀行グループは、北海道において、GX 関連事業に加えて、次世代半導体産業の進出など産業構造に変革をもたらす大きなチャンスが訪れており、北海道経済に効果を波及させていくためには、企業誘致や道内企業の事業領域拡大、地元企業とのビジネスマッチングといった支援が必要であると認識している。一方、人口減少や少子高齢化、人手不足、原材料・エネルギー価格の高騰、脱炭素化社会の実現に向けた顧客の意識改革が進んでいない等の多くの課題もあることを認識している。

このような認識のもと、北洋銀行グループは、長期ビジョンの実現と北海道の課題に対応するため、サステナビリティに関するマテリアリティを特定した。マテリアリティの特定に際しては、「ステップ 1：課題の抽出（北洋銀行グループの長期ビジョン及び北海道の目指すべき姿から課題を抽出）」、「ステップ 2：課題に関するディスカッション（抽出した課題に対するリスク・機会と具体的な取り組みについて検討）」、「ステップ 3：課題の優先度・重要度を評価（北海道の「サステナブル」な状況を実現するためのリスク・機会の優先度・重要度を評価）」、「ステップ 4：マテリアリティの特定（サステナビリティ委員会・取締役会にて議論の上、特定し決議）」、「ステップ 5：PDCA の実践（特定したマテリアリティに基づき、重点取り組みを選定し KPI の進捗を把握）」という 5 つのステップを踏んだ。その結果、図 4 のとおり、10 個のマテリアリティを特定するに至った。

⁷ 出典：北洋銀行「統合報告書 2025」

マテリアリティ	機会とリスク	主な取組み	関連ゴール
北海道の成長ドライバーである食や観光のブランド力強化に向けた支援	機会	・食関連事業者の販路拡大、商談機会の提供 ・地域の観光施策立案サポート	
	リスク		
半導体・GXなど成長分野に対するサポート	機会	・半導体関連事業者のサプライチェーン構築支援 ・洋上風力発電事業者と当行取引先のマッチング支援	
	リスク		
地球企業の持続的成長に向けたサポート	機会	・事業承継プランニング等のソリューション提供 ・商談等による販路拡大支援	
	リスク		
人生100年代へのサポート	機会	・ライフステージに応じた商品とサービスの提供 ・金融経済教育への取組み	
	リスク		
ダイバーシティの推進	機会	・女性管理職比率の向上 ・有給休暇取得平均日数の向上 ・人的資本経営コンサルティングサービスの提供	
	リスク		
脱炭素化社会の実現	機会	・サステナブルファイナンスの推進 ・お客さまの脱炭素化社会への移行支援	
	リスク		
北海道のネイチャーポジティブへの貢献	機会	・北海道の生物多様性保全・回復に向けた取組み ・シナリオ分析対象数種の拡大	
	リスク		
DX活用による北海道の生産性向上への支援	機会	・お客さまのデジタル化支援	
	リスク		
新産業創出や既存産業の活性を通じて道外・海外から就業・就労化を呼び込むとともに、地域を支える産業の担い手育成への貢献	機会	・北海道の人手不足への対応 ・外国人人材の確保・育成	
	リスク		
職員が働きがいを感じる職場の実現	機会	・処遇の納得性向上 ・自律的なキャリアの選択と成長機会の提供 ・従業員エンゲージメントの向上	
	リスク		

図4：北洋銀行のマテリアリティ⁸

1-6. サステナブルファイナンス等の目標

北洋銀行は、気候変動への対応として脱炭素化社会への移行を支援する「環境関連投融資」の2021年度から2030年度までの累計実行目標5,000億円について、2024年度に累計5,541億円と前倒しで達成した。北洋銀行は、これまでの「環境関連投融資」に、北海道における社会課題への解決に資する投融資⁹を加え、「サステナブルファイナンス」として再定義した上で、サステナブルファイナンス累計実行額の目標として2030年度に2兆円（うち環境関連投融資1.4兆円、社会関連投融資0.6兆円）とすることを掲げている。2025年度のサステナブルファイナンス累計実行額は9,996億円（うち環境関連投融資7,846億円、社会関連投融資2,150億円）である。

⁸ 出典：北洋銀行「統合報告書2025」

⁹ 社会課題への解決に資する投融資には、半導体関連産業への支援、新産業育成（創業・スタートアップ）、製造業の合理化支援、食・観光への支援強化等が含まれる。

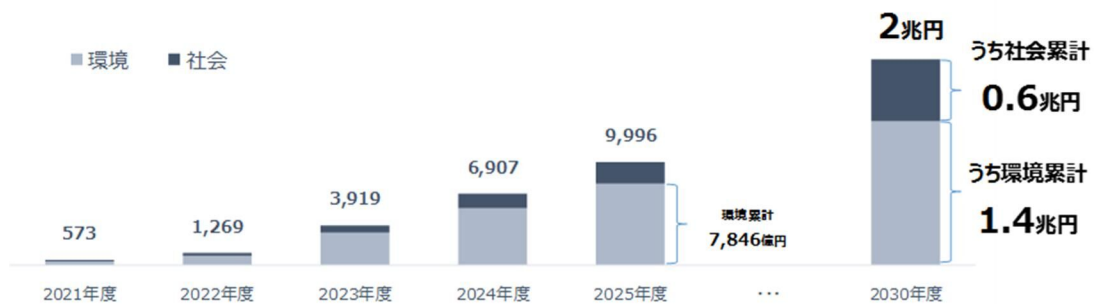


図 5：北洋銀行のサステナブルファイナンス累計実行額の目標¹⁰

2. 本フレームワーク作成の目的

北洋銀行は、現在、顧客のサステナブル経営を支援し、北海道を中心とする地域企業の持続的な成長に貢献するサステナブルファイナンスに積極的に取り組んでいる。2030年を目標年とするSDGsの達成に向けて、北洋銀行ではこれまでにグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、サステナブル預金等に取り組み、サステナブルファイナンスを推進してきたが、北海道の中堅・中小企業において脱炭素化の意識を醸成し、さらに脱炭素経営の取り組みを促進する必要があると考えている。このような課題意識に基づき、今般、北洋銀行は、企業におけるGHG排出量の「可視化」、「削減計画策定」及び「削減実行」を支援し、地域の脱炭素化を推進することを目的として、本フレームワークを策定した。

3. 本フレームワークの概要

3-1. ファイナンスの全体像

本フレームワークに基づくファイナンスは、グリーンファイナンスやサステナビリティ・リンク・ファイナンスをはじめ、2025年度までに約1兆円に上るサステナブルファイナンスを実行し、これに関する知見を蓄積してきた北洋銀行が開発した評価手法を用いて、対象となる中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進するものである。北洋銀行は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

北洋銀行は、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みが当該企業の成長・発展に資するのみならず、地域社会の持続的な発展に寄与するものと考えている。北洋銀行は、地域金融機関として、地域の中堅・中小企業をはじめとするステークホルダーとの対話やコンサルティング機能の発揮を通じて、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを積極的に支援している。その一環として開発された本フレームワークは、中堅・中小企業による脱炭素経営の取り組みを評価し、これらの取り組みを行っている企業に対して、融資や助言を通じて取り組みを促進するものである。

¹⁰ 出典：北洋銀行から提供を受けた資料

3-2. 評価の全体像

本フレームワークは、前述のとおり、道内の中堅・中小企業を対象として、企業における GHG 排出量の「可視化」、「削減計画策定」及び「削減実行」を支援し、企業及び地域の脱炭素化を推進することを目的としている。借入人は算定した直近事業年度の GHG 排出量をベースとして削減目標を設定する。目標設定の際、借入人は、北海道が定める設定水準又は借入人の本社所在地が位置する自治体の設定水準を参照し、いずれか高い方の水準以上の目標を設定する。これに対して、北洋銀行は最低年 1 回以上モニタリングを行うとともに、モニタリング時に削減ソリューションを提案することで、借入人による脱炭素経営の取り組みを促進する。

表 1：商品概要¹¹

商品名（仮称）	脱炭素インパクトファイナンス「Zero Carbon Ezo Finance」
対象先	道内の中堅・中小企業
取り扱い条件	借入人は GHG 排出量の実績及び削減の取り組み状況を金融機関に報告する
モニタリング指標	以下を参考に設定した借入人の GHG 排出量削減目標 A. 北海道が定める設定水準 B. 借入人の本社所在地が位置する自治体の設定水準

また、北洋銀行は、企業及び地域の脱炭素化を促進するため、提携金融機関においても単独で本商品を取り扱うことができるスキームを構築している。北洋銀行は、提携金融機関が北洋銀行と同様に本商品を取り扱えるように、提携金融機関に対して、マニュアル、モニタリングシート、年次レポートのフォーマットをはじめとする各種資料を提供するとともに、サステナブルファイナンスの取り扱いに係るノウハウを提供することとしている。なお、JCR は北洋銀行が提携金融機関に対して提供するマニュアル、モニタリングシート、年次レポートのフォーマットをはじめとする各種資料について、事前に確認している。

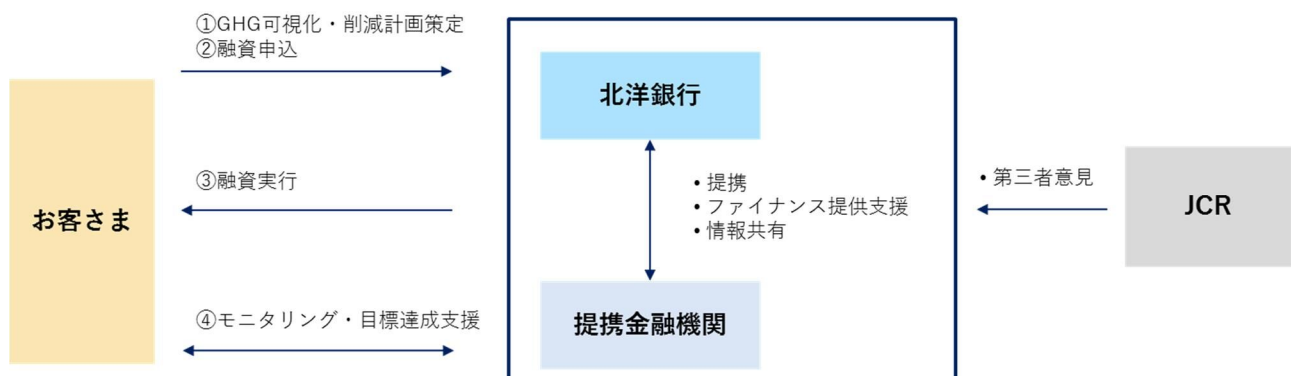


図 6：本フレームワークに係るスキーム¹²

¹¹ 出典：本フレームワークを参考として JCR 作成

¹² 出典：本フレームワーク

4. 評価体制及び評価手順

(1) 北洋銀行における評価体制及び評価手順

北洋銀行は本フレームワークに基づいたファイナンスの実施に際して、図 7 のとおり、評価体制及び評価手順を確立した。

北洋銀行の各営業店が対象企業のサステナビリティ全般にわたる係争の有無をはじめとするネガティブスクリーニングを実施した上で、対象企業の業種、規模、サステナビリティ全般における方針や取り組み状況を踏まえて、本フレームワークに基づく融資に係る提案を行う。対象企業から本フレームワークに基づく融資の依頼があった場合、営業店は GHG 排出量の可視化及び削減計画が策定されていることを確認した上で、融資の依頼を受ける。その後、本商品を所管する公金地域創生部が取り扱い条件を確認し商品決裁を行うとともに、融資部が与信判断を行う。商品決裁、与信判断のいずれもが問題ないことが確認できたら、営業店は対象企業と融資契約を締結し、融資を実行する。

融資実行後、営業店は対象企業が設定した目標について、最低年 1 回以上のモニタリングを実施する。具体的には、営業店は GHG 排出量の実績を確認した上で、GHG 排出量削減に対する取り組みや提案に関して対象企業とエンゲージメントを行い、モニタリングシートを作成する。その後、営業店から公金地域創生部に対してモニタリングシートが提供され、公金地域創生部は必要に応じて対象企業と面談等を行い、対象企業の取り組みを評価し、評価書を作成する。公金地域創生部によって作成された評価書は、営業店から対象企業に対して提供される。

なお、評価に係る業務については、独立性を担保するために、公金地域創生部のみが実施し、公金地域創生部以外の部署が評価に関与することはない。また、実施プロセスについて、北洋銀行では、公金地域創生部、融資部、営業店等の所掌業務を明確にし、社内のマニュアルを整備している。

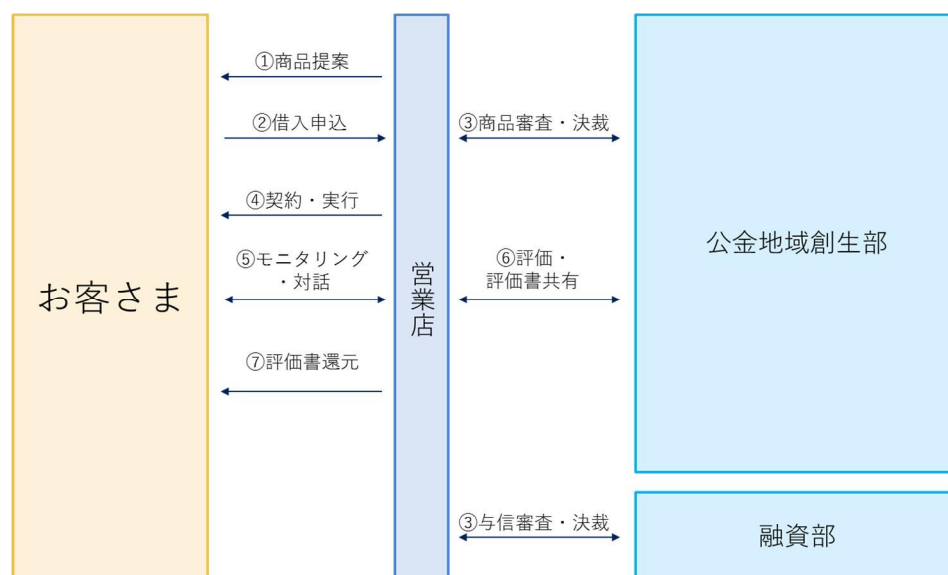


図 7：北洋銀行における評価体制及び評価手順¹³

¹³ 出典：本フレームワーク

(2) 提携金融機関における評価体制及び評価手順

北洋銀行は、企業及び地域の脱炭素化を促進するため、提携金融機関においても単独で本商品を取り扱うことができるスキームを構築している。本商品の取り扱いを希望する金融機関がある場合、北洋銀行は、当該金融機関のサステナビリティ方針、業務体制、顧客に対する脱炭素経営の支援メニュー等を確認した上で、提携の可否を決定する。提携が可能であると判断した場合、業務提携を締結する。

提携金融機関は、北洋銀行が定めた評価体制及び評価手順（図 8）に基づき、本商品に係る実務を行う。具体的には、まず、提携金融機関の各営業店が対象企業のサステナビリティ全般にわたる係争の有無をはじめとするネガティブスクリーニングを実施した上で、対象企業の業種、規模、サステナビリティ全般における方針や取り組み状況を踏まえて、本フレームワークに基づく融資に係る提案を行う。対象企業から本フレームワークに基づく融資の依頼があった場合、営業店は GHG 排出量の可視化及び削減計画が策定されていることを確認した上で、融資の依頼を受ける。その後、本商品を所管する部署（商品所管部）が取り扱い条件を確認し商品決裁を行うとともに、融資審査を所管する部署が与信判断を行う。商品決裁、与信判断のいずれもが問題ないことが確認できたら、営業店は対象企業と融資契約を締結し、融資を実行する。

融資実行後、営業店は対象企業が設定した目標について、最低年 1 回以上のモニタリングを実施する。具体的には、営業店は GHG 排出量の実績を確認した上で、GHG 排出量削減に対する取り組みや提案に関して対象企業とエンゲージメントを行い、モニタリングシートを作成する。その後、営業店から商品所管部に対してモニタリングシートが提供され、商品所管部は必要に応じて対象企業と面談等を行い、対象企業の取り組みを評価し、評価書を作成する。商品所管部によって作成された評価書は、営業店から対象企業に対して提供される。

なお、評価に係る業務については、独立性を担保するために、商品所管部のみが実施し、商品所管部以外の部署が評価に関与することはない。また、実施プロセスについて、提携金融機関では、北洋銀行から提供されるマニュアルを用いることとなっている。

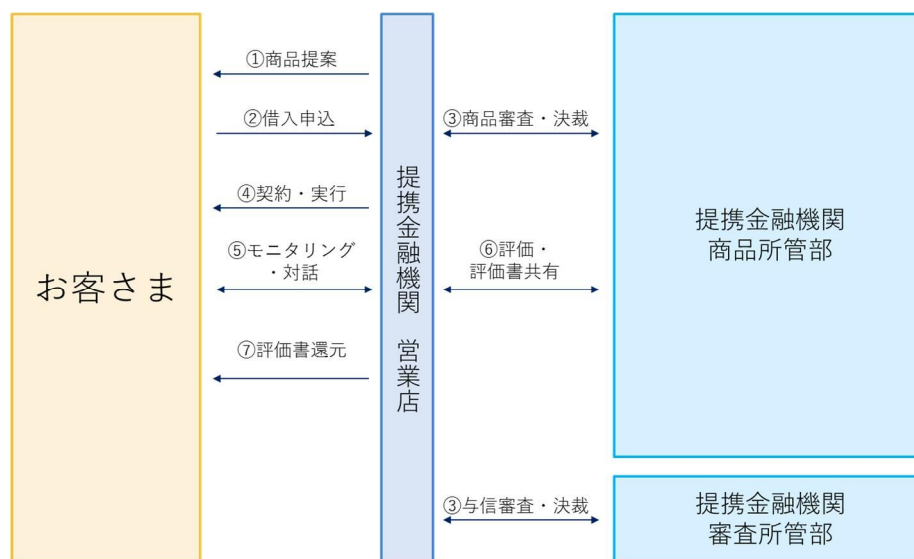


図 8：提携金融機関における評価体制及び評価手順¹⁴

¹⁴ 出典：本フレームワーク

II. 適合性評価

JCR は本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る 4 つの要素との適合性を確認した。

表 2：インパクトファイナンスの定義¹⁵

「インパクトファイナンス」とは、次の①～④の要素すべてを満たすものをいう。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

要素①

投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか

本商品は、企業評価の検討に際して、対象企業のサステナビリティ全般に係るネガティブなインパクトの有無、及びネガティブなインパクトの緩和・管理に係る取り組み内容について確認を行い、重大なネガティブインパクトについては適切に緩和・管理する商品設計となっている。この点については、北洋銀行が本商品を取り扱う場合も、提携金融機関が本商品を取り扱う場合も同様である。

北洋銀行は、道内の中堅・中小企業を対象として、脱炭素経営の取り組みに関して本フレームワークを策定し、年次のモニタリング、企業へのエンゲージメント、明確な基準に基づく評価、評価結果のフィードバックを行うことで、環境に係るポジティブなインパクトを生み出すことを意図している。また、提携金融機関については、北洋銀行に対して本商品の取り扱いを申し入れ、北洋銀行が業務提携を検討する過程において、当該金融機関が環境に係るポジティブなインパクトを生み出すことを意図している点を北洋銀行が確認することとなっている。

以上より、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものとなっている。

¹⁵ 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」より JCR 作成

要素②

インパクトの評価及びモニタリングを行うものか

本フレームワークは、道内の中堅・中小企業等における GHG 排出量の「可視化」、「削減計画策定」及び「削減実行」を支援し、企業及び地域の脱炭素化を推進することを目的として、GHG 排出量の実績及び GHG 排出量削減に対する取り組みを評価するものである。北洋銀行は、年に 1 回以上、前年からの取り組みの進展及び GHG 排出量の削減というインパクトの発現を確認することを主な目的として、融資を行った企業を対象にモニタリングを実施する。北洋銀行は、取り組みを行っていない企業や取り組みがあまり進んでいない企業等に対してエンゲージメントを実施することで、取り組みを促進する。北洋銀行は、対象企業にモニタリング結果を提供するだけでなく、エンゲージメントを実施することで、企業の脱炭素化を支援する。この点については、北洋銀行が提携金融機関に対して提供するマニュアル等で定められているため、提携金融機関が本商品を取り扱う場合も同様にインパクトの評価及びモニタリングが実施される予定である。

以上より、本フレームワークにおけるインパクトの評価及びモニタリングについて、適切に実施されることが想定されている。

要素③

インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか

インパクトの評価結果について、北洋銀行は、年に 1 回以上、借入人に対して GHG 排出量に係る実績を含む評価結果の開示を行う予定である。この点については、北洋銀行が提携金融機関に対して提供するマニュアル等で定められているため、提携金融機関が本商品を取り扱う場合も同様にインパクトの評価結果が開示される予定である。

モニタリング結果について、提携金融機関は、毎事業年度終了後の一定期間内に北洋銀行に対して、本商品を利用した借入人の企業名、本社所在地及び直近事業年度の GHG 排出量実績を報告するとともに、借入人ごとに作成するモニタリングシートを提供することとなっている。北洋銀行は、すべての提携金融機関から上記の報告を受けた後、北洋銀行による融資の実績と提携金融機関による融資の実績を合わせて、以下の項目について、年に 1 回、北洋銀行のウェブサイト等にて公表を行う予定である。

- ・ 本商品の取り扱い件数
- ・ GHG 総排出量（Scope1、2）
- ・ GHG 総排出量削減率（Scope1、2）
- ・ 目標達成件数
- ・ 取り組み状況

以上より、本フレームワークにおけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示について、適切な開示内容及び開示先が想定されている。

要素④

中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか

北洋銀行は、通常の貸出業務と同様、貸出審査により適切にリスク判断を行いつつ、当該金融商品による貸出収益を見込んでいる。その上で、当該金融商品単体での取引にとどまらず、当該金融商品に係る提案・組成・モニタリング・エンゲージメントの各過程を通じて、取引先企業のサステナビリティ戦略を理解し、リレーション強化を図り、北洋銀行グループ全体で金融及び非金融のサービスを提供することで、中長期的にリターンを確保していく。

また、本商品を通じた北洋銀行と提携金融機関とのリレーション強化を図ることにより、提携金融機関においても、金融及び非金融のサービスを提供することで、中長期的にリターンを確保していくことを企図している。

以上より、本フレームワークは、北洋銀行及び提携金融機関にとって、中長期的な視点に基づいて適切なリスク・リターンを確保する機会を提供するものである。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・新井 真太郎

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンス事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

用語解説 第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル